平成25年第2回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

平成25年4月22日 開会 マ成25年4月22日 閉会

吉田町議会

平成25年第2回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (4月22日)

○町長挨拶
○開会の宣告
○会議録署名議員の指名
○会期の決定
○議案第39号~議案第42号の一括上程、説明
○議案第39号の質疑、討論、採決
○議案第40号の質疑、討論、採決
○議案第41号の質疑、討論、採決
○議案第42号の質疑、討論、採決
○町長挨拶
○閉会の宣告

開会 午前 9時00分

○議長(八木 栄君) 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成25年第2回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には公私ともに 御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長(八木 栄君) 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

〇町長(田村典彦君) よろしくお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○議長(八木 栄君) ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第2回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会へ説明員として委任または嘱託され、出席する者の職氏名を一覧表として お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(八木 栄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、5番、三輪正邦君、6番、枝村和秋 君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(八木 栄君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりであります ので、御了承願います。

◎議案第39号~議案第42号の一括上程、説明

○議長(八木 栄君) 次に、日程第3、第39号議案から日程第6、第42号議案までの4議案を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長(田村典彦君) 平成25年第2回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、専決処分事項の承認について3件、物品の取得について1件 の合計4件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第39号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例)でございます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成25年政令第107号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第37号)等が平成25年3月30日に公布されたことに伴いまして、平成25年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、国民健康保険の被保険者だった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する場合におきまして、被保険者の負担軽減を図るため、国民健康保険税の軽減判定所得の算定特例を恒久化するなどの特例措置を講ずることなどの所要の改正を行うものでございます。

第40号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町税条例の一部を改正する条例)でございます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成25年政令第107号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第37号)等が平成25年3月30日に公布されたことに伴いまして、平成25年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年間延長すること及び東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた地域等における土地及び家屋

に係る固定資産税等の課税免除の措置を講ずること等の所要の改正をするものでございます。 第41号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町都市計画税条例の一部 を改正する条例)でございます。

本議案は、第40号議案と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点は、地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、同条例で引用する条項等 のずれが生じたため、所要の改正をするものでございます。

第42号議案は、平成24年度(繰越明許)消防ポンプ車の取得についてでございます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、消防ポンプ車を取得することにつきまして、契約金額1,638万円で有限会社協和消防機照会代表取締役青野要一と請負契約を締結し、消防ポンプ車1台を取得することをお認めいただこうとするものでございます。

以上が上程いたします4議案の概要でございます。

各議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長(八木 栄君) 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

最初に、総務課長、田村政博君。

[総務課長 田村政博君登壇]

〇総務課長(田村政博君) 総務課でございます。

総務課からは、第42号議案 平成24年度(繰越明許)消防ポンプ車の取得についての1件につきまして御説明申し上げます。

議案書の14ページ及び15ページを、あわせて参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと 思います。

本議案は、吉田町消防団の老朽化した消防ポンプ車の更新を行い、消防団の災害対応能力の向上を図り地域住民の人命の確保及び減災を推進するため、消防ポンプ車を取得するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

取得の内容でございますが、品名は消防ポンプ車、契約の方法は指名競争入札による契約でございまして、契約の金額は1,638万円、契約の相手方は吉田町神戸3395番地の4、有限会社協和消防機商会代表取締役青野要一でございます。

なお、納期でございますが、当該消防ポンプ車1台を平成25年11月28日までに吉田町役場 へ納入することとしているものでございます。

簡単ではございますが、以上が総務課からの1議案につきましての説明でございます。 御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(八木 栄君) 次に、税務課長、池ヶ谷恭子君。

〔税務課長 池ヶ谷恭子君登壇〕

○税務課長(池ヶ谷恭子君) 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第40号議案、第41号議案について御説明いたします。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、吉田町税条例及び吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御承認をお願いするものでございます。

初めに、第40号議案 専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町税条例の一部を 改正する条例)から御説明いたします。

提出議案の6ページから10ページまでと参考資料ナンバー2をあわせてごらんください。 参考資料の1ページと6ページをごらんください。

第34条の7及び附則第7条の4の改正は、寄附金税額控除について、復興特別所得税率の加算に伴う改正でございます。

次に、1ページから3ページをごらんください。

第54条及び第131条の改正は、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等にかかわる特例措置及び旧農用地整備公団法に規定する業務の用に供する固定資産税にかかわる非課税措置の廃止に伴う改正でございます。

次に、3ページから5ページをごらんください。

附則第3条の2及び第4条の改正は、市中金利が低下していること等を踏まえ、国税の見直しにあわせ、延滞金の引き下げの特例に伴う改正でございます。

第4条の2の改正は、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税承認が取り消された場合における所得割の課税について、対象となる公益法人に一定の要件を満たした法人が加わったことによる改正でございます。

第7条の3の2の改正は、個人住民税の住宅借入金等特別控除について、適用期限を4年間延長するとともに消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、新消費税により課された場合の控除限度額を拡充したことによる改正でございます。

次に、6ページから7ページをごらんください。

第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために、土地を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかわる町民税の課税の特例のうち一部特例が廃止されたことによる改正でございます。

第22条の2の改正は、復興支援のための税制上の措置として、東日本大震災により居住の 用に供することができなくなった者の相続人が居住用財産を譲渡した場合の課税の特例等を 受けることができることとしたことによる改正でございます。

次に、10ページをごらんください。

第23条の改正は、東日本大震災にかかわる住宅借入金等特別控除について消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、新消費税率により課された場合の控除限度額を拡充したことによる改正でございます。

次に、11ページから12ページをごらんください。

附則の第1条で施行期日を定め、第2条では延滞金に関する経過措置を、第3条では町民税に関する経過措置を、第4条では固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上が吉田町税条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。

次に、第41号議案 専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町都市計画税条例の 一部を改正する条例)の概要でございますが、提出議案の13ページと参考資料ナンバー3の 新旧対照表をあわせてごらんください。

参考資料の1ページから2ページでございますが、附則第4項から第11項の改正は、地方 税法等の改正に伴う条項番号の整理を行うものでございます。

3ページをごらんください。

附則の1項で施行期日を定め、2項で経過措置を定めております。

以上が吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例の改定内容でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

〇議長(八木 栄君) 続いて、町民課長、久保田千恵子君。

[町民課長 久保田千恵子君登壇]

〇町民課長(久保田千恵子君) 町民課でございます。

町民課から、第39号議案につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分をいたしましたので、御承認をいただこうとするものでございます。

それでは、第39号議案 専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を御説明申し上げます。

議案書の1ページから3ページと参考資料ナンバー1の新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が 平成25年3月30日に公布されたことにより、4月1日から施行するために、地方自治法第 179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものでございます。

改正内容といたしましては、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行する場合、保険税の軽減を受けている世帯については従前と同様の軽減措置が受けることができるよう、移行後5年間に限り国民健康保険税の軽減判定の特例が講じられておりますが、これを恒久措置としたこと、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行したことにより単身世帯となる国民健康保険世帯について、移行後5年間、世帯別平等割額を2分の1とする措置が講じられておりますが、これに加え、世帯別平等割額を4分の3として3年間延長する措置が設けられたものでございます。

具体的には、第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額では、特定同一世帯所属者について、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行し、以後継続して同一の世帯に属する者で、移行後5年間に限るとしていた要件を撤廃し、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行したことにより、被保険者が1人となった特定世帯について、移行後5年間、世帯別平等割額を1万4,400円とする措置が講じられておりましたが、これに加えて、移行後5年を経過する月の翌月から8年を経過する月までの間にある者を新たに特定継続世帯として第3号に加え、世帯別平等割額を2万1,600円とし、第1号によって特定世帯、特定継続世帯以外の世帯を従前どおりの2万8,800円とするものでございます。

次に、第23条、国民健康保険税の減額、第1号、イ、国民健康保険の被保険者に係る世帯 別平等割額では、新たに(ウ)特定継続世帯1万2,960円を加え、(ア)において特定世帯、 特定継続世帯以外の世帯は従前どおりの1万7,280円とするものでございます。

第2号では、第1号と同様に、イ、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額に新たに(ウ)特定継続世帯8,640円を加え、(ア)において特定世帯、特定継続世帯以外の世帯は従前どおりの1万1,520円とするものでございます。

次の附則第16項の改正につきましては、関係法令の改正により条項番号の整理をするものでございます。

また、附則第1条は施行期日、第2条は適用区分を定めるものでございます。

以上が第39号議案 専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の説明でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(八木 栄君) 以上で、上程議案の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

休憩 午前 9時19分

再開 午前10時02分

○議長(八木 栄君) それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。 ただいまの出席議員は13名です。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

〇議長(八木 栄君) 日程第3、第39号議案 専決処分事項の承認を求めることについて (吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないよう お願いします。また、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力を お願いします。

質疑はございませんか。

7番、佐藤正司君。

- **〇7番(佐藤正司君)** 先ほどの課長の説明で、政令が公布されたということですけれども、 従来の5年が恒久化されるということと、今度、特定継続世帯を3年間するということは説 明されましたけれども、そこら辺の理由というか、その辺はどういうことで3年間延長とい うことで、そういうことになったんでしょうか。
- 〇議長(八木 栄君) 町民課長、久保田千恵子君。
- ○町民課長(久保田千恵子君) これは後期高齢者医療制度の創設に伴い、国保からの移行があっても同じ世帯に属する国保の被保険者の現状が従前と同程度になるよう、5年間に限定されて、低所得者に対する軽減についての配慮と世帯別平等割額の軽減がされておりました。世帯別平等割につきましては平成20年度から5年間ということで、今年度4月1日からは2分の1の減額がなくなるということですので、急激に平等割がなくなったのでは負担が大きくなるということで、そのための経過措置としてこのような措置が設けられております。

O議長(八木 栄君) ほかにございませんか。

4番、平野 積君。

- ○4番(平野 積君) 今回、特定継続世帯というのが設けられるということなんですが、吉田町においてどのくらいの世帯がこれに該当するのか、それに伴って、どのくらいの金額の歳入の減というのが予想されるということになりますでしょうか。
- 〇議長(八木 栄君) 町民課長、久保田千恵子君。
- ○町民課長(久保田千恵子君) 現在、特定継続世帯の世帯数につきましては、法律が改正されたのが3月30日に公布ということなものですから、今度の賦課に向けまして、今システム改修等をしている状況でございますので、現在の段階で特定継続世帯が何世帯という数字は出ておりませんので、申しわけございませんが、御了解願いたいと思います。
- ○議長(八木 栄君) そのほかいかがですか。

[「なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) それでは、これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(八木 栄君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長(八木 栄君) 日程第4、第40号議案 専決処分事項の承認を求めることについて (吉田町税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(八木 栄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長(八木 栄君) 日程第5、第41号議案 専決処分事項の承認を求めることについて (吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(八木 栄君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長(八木 栄君) 日程第6、第42号議案 平成24年度(繰越明許)消防ポンプ車の取得 についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(八木 栄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長挨拶

○議長(八木 栄君) 以上で、平成25年第2回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

〇町長(田村典彦君) ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(八木 栄君) 本臨時会におきましては予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼を申し上げます。

これで平成25年第2回吉田町議会臨時会を閉会いたします。 御協力ありがとうございました。

閉会 午前10時09分